

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第54号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則（平成27年岩手県規則第102号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(条例別表第1の規則で定める事務) 第2条 [略] 2 [略]	(条例別表第1の規則で定める事務) 第2条 [略] 2 [略] 3 <u>条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、いわての学び希望基金条例第1条に規定する事業のうち、大学等（大学（別科を含む。）並びに高等学校、特別支援学校及び高等専門学校の専攻科並びに専修学校の専門課程をいう。）、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設その他これらに準ずるものに在学等をする者に係る就学等に要する費用に係る支援一時金の給付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。